

2016年度海外研修F7コース報告

——ASEANの知的財産事情の研修——

2016年度海外研修団(F7)*



抄録 海外研修F7コースは、今回が初回となる研修プログラムである。本コースは、研修生による自主企画訪問型の研修であり、研修団は「効率的、効果的な権利取得」をテーマとするAグループ、「特許権活用の実体の研究」をテーマとするBグループ、「模倣品に対する権利行使の実効性（特に商標権を中心に）」をテーマとするCグループに分かれて事前学習を行った。現地研修においては、各国の政府機関、現地特許（法律）事務所を訪れ、各訪問先の多大なご協力の下で、学習テーマについて理解を深め、有意義な成果を得ることができた。

目次

1. はじめに
2. 訪問先の報告
 2. 1 インドネシア
 2. 2 シンガポール
 2. 3 マレーシア
 2. 4 ベトナム
3. グループ別研修報告
 3. 1 Aグループ（特許 電気・機械系）
 3. 2 Bグループ（特許 化学系）
 3. 3 Cグループ（商標）
4. おわりに

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F7 ('16)

1. はじめに

本コースは、経済発展が著しいASEAN諸国の知財制度とその事情を正しく理解することを目的に新設された研修である。本コースは、ASEAN諸国のうちインドネシア、シンガポール、マレーシア及びベトナムを訪問し、知財情報の収集等を行うものである。研修団は、研修生及び事務局の総勢18名で構成されている。

本コースは、研修生がAグループ（特許 電気・機械系 5名）、Bグループ（特許 化学系 7名）、Cグループ（商標 5名）の3グループに分かれ、事前研修で自ら学習し、疑問点・問題点をもとに各国、各訪問先での質問事項を決め、現地研修にて回答を得、事後学習で理解を深めるものである。

現地研修では、インドネシア（ジャカルタ）、シンガポール、マレーシア（クアラルンプール）及びベトナム（ハノイ）を約2週間の行程で訪問し、夫々の国の事情、文化、知的財産情報等に直接触れることを通じて、有益な成果を得ることができた。

以下に今回の研修を通じて、研修生が得た成果を報告する。

2. 訪問先の報告

2.1 インドネシア

1) 知的財産総局（DGIPR）

DGIPRは、日本の特許庁に相当する機関であり、特許、小特許（実用新案）、意匠、商標のほか、著作権等の業務を行う。訪問時には、特許審査業務、冒認商標出願等について質疑応答が行われた。

2) 税関・消費税局

税関・消費税局は、財務省配下の組織でありインドネシアの水際取締り全般を担当している。知的財産権侵害に係わる差し止めの対象は、

特許、意匠、商標、著作権、種苗法を含むすべての知的財産権である。裁判所からの命令または職権に基づいて行う仮差止めの対象は、商標と著作権のみである。訪問時、税関の差し止め手続及び業務等について質疑応答が行われた。

3) 知財法律事務所

ROUSE, Am Badar & Partners, PT. Hakindah Internationalの3つの知財法律事務所を訪問した。ROUSEは80名の所員を持つ特許事務所である。イギリスにヘッドオフィスがあり、各国にブランチオフィスを備える。Am Badar & Partnersは、1965年に設立され、インドネシア特許出願件数が5年連続最多の特許事務所である。PT. Hakindah Internationalは、元日本特許庁審査官の山本氏により1999年に設立された特許事務所であり、20名の所員を有する。

2.2 シンガポール

1) 知的財産庁（IPOS）

IPOSは、日本の特許庁に相当する機関であり、特許、意匠、商標のほか、著作権、半導体集積回路、営業秘密の保護等の業務を行う。訪問時には、ASPECとPPHについて特許審査業務等について質疑応答が行われた。

2) 科学技術研究庁（A*STAR）

A*STARはシンガポールの科学技術研究の中心的組織であり、科学研究と人材育成を行うための機関である。訪問時には研究開発の商業化を目的とした技術移転機関であるETPLの方と面談した。2015年、シンガポールの特許出願数の最多出願人はA*STARである。

3) 知財法律事務所

Bird & BirdとSpruson & Fergusonの2つの知財法律事務所を訪問した。Bird & Birdは、ヨーロッパ、中東、アジア地域の28箇所にオフィスを備える国際総合法律事務所である。Spruson & Fergusonは、所員118名の特許事務所である。1887年に設立され、シドニー、シンガポール等

アジアにオフィスを備える。

2.3 マレーシア

1) マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

MyIPOは、日本の特許庁に相当する行政機関であって、特許、実用新案、商標、意匠、著作権、地理的表示、半導体集積回路に関する出願受理、審査及び登録設定の業務を行うMDTCC所属下の独立法人である。国策としてIT活用に注力しており、MyIPOにおいても在宅勤務が進んでいる。

2) 国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC)

MDTCCは、マレーシアの知的財産権に基づく権利行使のうちの行政的措置及び刑事的措置を管轄しており、商標権侵害行為、著作権侵害行為及び光ディスクの不法複製行為に対する執行権限が与えられている。後述するように、これらの知的財産権に基づく摘発の申請窓口になっている。

3) 知的財産高等裁判所

マレーシアの知的財産に関わる裁判システムは、高等裁判所及び上訴裁判所の2階層で構成されており、知的財産権の保護と権利行使の強化を図ることを目的としている。現在はクアラルンプールのみ知的財産高等裁判所が設置されており、管轄地区の案件を扱っている。今回の訪問では、専任裁判官との面談が実現した。

4) 知財法律事務所

特許事務所としては、Henry Goh, RamRais & Partners及びShern Delamore & Co.の3ヶ所を訪問した。Henry Gohは、1977年に設立された約75名のスタッフを有する事務所であって、出願・権利化手続きに特化した事務所である。RamRais & Partnersは、1973年に設立された総合法律事務所である。Shern Delamore & Co.は、1905年に設立された100名以上の弁理士及び250名以上のスタッフを有するマレーシアで最大規模の総合法律事務所である。いずれ

の事務所でも、事前に用意した質問事項に対する詳細な回答をご用意いただきレクチャーを受けた。

2.4 ベトナム

1) 国家知的財産庁 (NOIP)

NOIPは、出願された知的財産の審査を行う機関であるが、権利化された知的財産権に対する無効審判も担当しており、DGIPR、及びMyIPOと異なる。また、権利者、裁判所、行政機関等からの要請を受けて、権利侵害に関する鑑定も行っている。訪問時には、冒認商標出願、無効審判、PPHとASPEC等について質疑応答を行った。

2) 科学技術省監査局 (MOST, INSPECTORATE)

科学技術省監査局は、知的財産だけでなく、商品の品質や科学技術に関する法律の策定や権利行使に関する業務を行っている。中央の監査局では、19人で模倣品対策を行っている。

知的財産の権利行使については特に、特許権侵害等の技術的要素が含まれる複雑な案件や、大規模な案件について管轄するが、著作権は管轄外である。また、人間の健康を害するおそれのある模倣品等については優先して対策を行っている。小規模な案件については、各地方の監査局や下記で説明する市場管理局 (MSA) が管轄する。監査局には、捜査する権限は無いものの、知的財産権の侵害判断のための調査権限が与えられており、侵害品の押収・破壊や行政罰を課すことも可能である。

加えて、知的財産の出願についてのNOIPの決定 (審決) に対する不服を科学技術省へ申し立てることができ、監査局が審理を行う。訪問時には、主に知的財産権の行使について、質疑応答を行った。

3) 市場管理局 (MSA)

MSAは、密輸対策、及び市場での知的財産

権侵害品・模倣品対策を行っている機関であり、意匠権、商標権、著作権の侵害品について行政処分を行うことができる。また、商品の産地や製造年月日等が虚偽表示されている場合にも行政処分を行うことができる。MSAには、全国で約6,000人が所属している。訪問時には、行政処分の進め方や件数、及び刑事手続きとの違い等について質疑応答を行い、刑事事件との違いに関して、回答を得た。

4) 知的財産研究所 (VIPRI)

VIPRIは、知的財産に関する研究、教育、及び鑑定を行っており、設立から10年と比較的新しい機関である。鑑定人は2人いるが、鑑定部のスタッフや外部専門家のサポートを受けながら、鑑定を行っている。権利侵害に関する鑑定のみならず、権利の有効性に関する鑑定も行っているが、著作権に関する鑑定は行っていない。

VIPRIの鑑定書に拘束力は無く、裁判所や行政機関が実際に決定を下す際の参考資料となる。なお、新たな証拠が見つかった場合等、再鑑定を依頼することも可能である。訪問時には、鑑定書の件数や費用、作成までの期間等について質疑応答を行った。

5) 知財法律事務所

Investip, Vision & Associates及びPham & Associatesを訪問した。Investipは、1988年に設立された約40名のスタッフを有する、主に知的財産を扱う法律事務所である。Vision & Associatesは、1999年に設立された約90名のスタッフを有する大手総合法律事務所である。Pham & Associatesは、1991年に設立された約110名のスタッフを有する、主に知的財産を扱う大手法律事務所である。知的財産の制度、及び権利行使等について事前に質問を送付し、いずれの知財法律事務所からも質問に対する詳細な回答を準備して頂き、加えて、関連する質問にも質疑応答を行うことができた。

なお、当初予定していた著作権局 (COV)

への訪問は実現しなかったものの、Investip訪問時にCOV担当者が同席し、短時間ながら意見交換を行うことができた。

3. グループ別研修報告

3.1 Aグループ (特許 電気・機械系)

Aグループでは、「効率的、効果的な権利取得」を学習テーマとし、「審査の現状と今後」と「早期権利化の方法」をポイントとして、テーマ学習の結果を述べる。

1) 審査の現状と今後

図1はWIPOウェブサイトから抽出したデータを基に作成したASEANの特許出願の件数推移のグラフである。ASEANの特許出願は年々増加する傾向が見られる。しかし、一次審査通知が遅く審査が出願に追いついていないと実務経験から感じる研修生もいる。研修を通じ審査の現状を調査した。

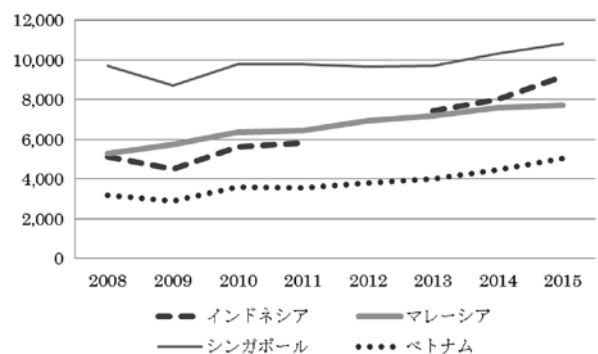


図1 特許出願件数の増加推移¹⁾

インドネシアは、2015年に約9,200件の特許出願がなされ、現在約80名の審査官が在籍する。単純に出願件数を審査官数で割ると1人当たり件数は約115件/人となる。

訪問した事務所の話では、審査請求から最初の拒絶理由までの一次審査通知期間は1年から2年を要するとのことである。しかし、研修生の実務経験からするともう少し長く感じられる。

訪問時、DGIPRも審査が遅延していることを認識しており、理由として特許包袋の管理ができておらず、審査対象の包袋を抽出するのに必要以上の時間がかかることを挙げていた。

ある事務所から、紙ファイルの表紙に管理番号を記載しているため複数の紙ファイルが並ぶと表紙が隠れ管理番号を読み取るのに時間がかかってしまう事例があることを聞いた。紙ファイルの背に管理番号を記載すれば解決するようなことだが、このような基本的な管理から改善が必要である。

シンガポールは、2015年に約10,800件の特許出願がなされ現在102人の審査官が在籍する。1人当たり件数は約106件/人となる。審査官の90%は博士号を取得しており、また、中国語を使うことができるものも多い。

訪問時、IPOSの長官が審査の質を高めるために、積極的に博士号の人材を採用し、EPO、USPTOでの研修を設けていることを話された。訪問した事務所によると一次審査通知期間としては3ヶ月から6ヶ月要するとのことであった。

マレーシアは、2015年に約7,700件の特許出願がなされ、現在73人の審査官が在籍している。1人当たり件数は約105件/人となる。2017年に審査官を80人以上にする計画があり、電子機器と医療の分野を強化していく予定である。出願言語はマレー語又は英語である。ファミリー出願に米国があれば翻訳費が削減できるため、英語で出願することができないインドネシア、ベトナムに比較すると出願コストの削減が期待できる。

ベトナムは、2015年に約5,000件の特許出願がなされ現在68人の審査官が在籍する。1人当たり件数は約74件/人となる。審査官数を急増させており、2016年に新規で29人採用され、商標、意匠を含む審査官は148人になった。特に電子機器、医薬の分野で増やしている。

ASEANの審査を日本、米国と比較するため、

審査官1人当たりの特許出願件数を算出した。特許行政年次報告書2015年版によると、日本における2014年の特許出願件数は約326,000件、審査官は1,702人であり、米国における2014年の特許出願件数は約578,800件、審査官は8,466人である。審査官1人当たり件数は、日本は約192件/人、米国は約68件/人となる。

ASEAN各国の審査官1人当たりの特許出願件数を比較すると、日本の約192件/人と米国の68件/人の間に収まる。審査請求率が異なる等、一概に比較はできないが日本、米国程度の人数がおり審査官数は妥当な数が当てられていると考えられる。

各国の審査状況を考えると、シンガポールは日本、米国よりも迅速な審査がなされており、質の向上に力が入れている。マレーシア、ベトナムは、積極的に審査官を増員しているので、時間の経過と共に審査の遅延は改善することが期待される。インドネシアは、特許書類の電子化が予定されており、予定どおり電子化がなされれば現状よりも審査遅延の改善される可能性がある。

2) 早期権利化の方法

ASEANでの早期権利化を実現する手段を見極めるために、研修を通じて審査促進制度とその実態を調査した。

ASEANの審査促進制度としてPPH (Patent Prosecution Highway) とASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation) が有名である。

PPHは、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁(後続庁)において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

ASPECはASEAN加盟地域の特許庁に対して行った特許出願について、同一の特許出願が他のASEAN加盟地域の特許庁になされている場合、この同一の特許出願の調査及び審査資料を

参加庁間で共有することによって重複した業務の削減、調査及び審査時間の短縮、特許審査の質の向上を図る枠組みである。ASPEC申請された特許出願は、6-9ヶ月で一次審査通知を出すとの取り決めが加盟国内で存在する。

インドネシアにおける審査促進制度はPPHとASPECがある。しかし、PPH、ASPECを用いても、審査促進させることは非常に難しい。インドネシアにおいては出願公開から6ヶ月が経過しなければ実体審査が着手されないという規定(特許法第49条(4))が存在する。

しかしながら、DGIPRの包袋管理が不十分なため、出願公開が適切な時期になされず、結果として審査の着手がなされないという現象が生じていることを訪問した事務所から聞いた。早期公開請求を行った場合であっても手続きの加速は期待できない。現地訪問時点において、約550件のPPH申請された出願が存在している中で、審査されているのは僅かに5%程度である。むしろ、PPH出願の方が通常の出願より手続きが煩雑となってしまうため、逆効果となる場合もあると訪問先の事務所から聞いた。

また、DGIPRの書類紛失により、事務所が書類を再送した事例も存在する。現在、JPOの職員が支援を行っている。

シンガポールにおいては、ASPECとPPHのみが審査促進制度である。訪問時、IPOSの話によると、PPHの一次審査通知期間は約3.3ヶ月、ASPECは約5.7ヶ月とのことである。2016年9月時点において、IPOSでは、ASPEC申請154件、PPH申請56件を受領している。

通常審査でも一次審査通知期間は6ヶ月程度で迅速に行われているため、審査促進の効果は少ない。なお、一般的に、所定の他国の特許庁における特許査定が存在する場合や、審査請求時に修正実体審査ルートを選択する場合には審査結果が早期に出ることが期待される。

マレーシアにおける審査促進制度はASPEC

とPPHと早期審査と修正実体審査の4つである。MyIPOの話では、ASPECの一次審査通知期間は3ヶ月から6ヶ月、PPHはおおよそ3ヶ月である。また、ASEAN各国ではJPOの見解は信頼が高く、ASPECよりも日本出願の特許査定に基づくPPHの方が審査促進の効果は高い傾向にあるとの話があった。

早期審査は、優先日から18ヶ月経過していれば申請可能である。一次審査通知期間は約2ヶ月程度とのことであった。修正実体審査は、所定国(米国、EPC、日本等)に出願されたファミリー特許に対し登録公報が存在している場合、その特許公報を提出することで同じ内容について、特許査定が得られるものである。いずれの審査促進方法でも、審査期間の短縮化を期待できる。

ベトナムにおいてはASPECとPPHと早期審査が主な審査促進制度である。訪問した事務所の話によると、ベトナムでASPEC申請を行うと、申請から9ヶ月から15ヶ月で一次審査通知が出される。これは通常審査請求から18ヶ月以内に審査が行われる点に比べると有利な点であるといえる。

一方で、注意すべき点として、NOIPはASEAN加盟国(シンガポールを含む)の出願を第一国とした出願に対しては、あまり第一国の審査結果を信用しない点がある。例えば、第一庁としてフィリピンやマレーシアが選択されたASPEC申請が過去にあったが、NOIPによると、結局JPOやEPOなどの先進国の調査結果を参考にしたとのことである。これまでにASPEC申請があった出願は7件のみであるが、結局は日本ファミリー出願の審査結果を参考にする場合もあったとのことである。

一方、JPOの審査は信頼されているためPPHは効果的ではある。ただし、現在、2019年4月までの試行プログラムとして、年間100件までしか受け付けていない点に注意が必要である。

100件超過分は申請が拒否され、翌年に改めて申請を行う必要がある。なお、残り件数の有無はベトナム特許庁Webサイトで常に確認可能である。

各国の審査促進制度を調査した結果、マレーシアでは、案件に合わせて審査促進方法を活用することが有効である。ベトナムでは、受付件数を注意しながらPPHを活用することが有効である。シンガポールは、通常の審査が迅速であるため審査促進の効果は少ない。インドネシアでは、PPH、ASPECで審査促進をしようとすると、通常審査よりも遅れてしまう懸念がある。

3. 2 Bグループ（特許 化学系）

「特許権活用の実体の研究」

各国において特許の登録件数が増加している現状において、日本企業が現地で特許権を活用した権利行使の可能性について検証すべく、権利無効化手段の有無や、訴訟記録の開示状況、訴訟における有効性判断の状況及び公平性について情報を収集した。

1) 情報提供、付与前後異議申立て及び無効審判制度

企業が事業活動において、障害になり得る特許に対して対策を講じることは必須であり、日本の特許制度においては、出願に対する情報提供制度、特許付与後の異議申立制度、特許無効審判制度が設けられている。以下に訪問4カ国の制度状況について整理する。

インドネシアでは、特許出願に対して、出願公開から6ヶ月以内であれば、異議申立を行うことができる。この制度は日本の特許制度における出願に対する情報提供制度に近い制度である。異議申立は、何人もでき、これには利害関係は必要無いが、匿名ではできない。2016年特許法改正により特許付与後の異議申立制度が設けられた。一方で、特許無効審判制度は無いため、特許性に疑義がある場合、裁判所へ無効の

訴訟を起こすことが必要となる。

シンガポールでは、特許法上、第三者による情報提供制度や特許付与後の異議申立制度は無いが、特許庁は独自に“scientific advisor”と呼ばれる専門家を有しており、特許性を判断する際に彼らの意見を参考にしているようである。情報提供制度は無いが、サービスの一環として情報提供を受け付けているようである。但し、情報提供及び特許無効審判は、年間数件程度と利用件数は少ない。

マレーシアでは、特許法上、情報提供制度、特許付与後の異議申立制度及び特許無効審判制度は無い。そのため特許の有効性や権利侵害の有無は、裁判所で判断される。その際、専門家の意見が参酌され得る。その専門家は学識経験者に限らず、産業界における技術者も対象となる。なお、マレーシアの特許庁は、シンガポール特許庁と同様に情報提供を受け付けているようである。

ベトナムでは、第三者による情報提供制度及び特許無効審判制度が設けられている。情報提供制度の利用件数は公表されていない。2015年の無効審判件数は、特許1件、意匠10件、商標317件となっており、特許無効審判件数は少ない状況にある。特許侵害訴訟では、裁判所は特許庁（NOIP）、VIPRI及びInspectprateから意見を聴取し、特許の有効性や侵害有無の判断の参考にすることがある。前述の通り、上記の複数の機関が特許の有効性判断を行っており、企業が権利の有効性や侵害有無の判断が必要となった場合、ベトナム特有の組織構成に精通した現地代理人を選定することが求められる。

2) 訴訟記録の開示と特許権侵害訴訟の状況

知財権の訴訟件数に関する情報は、権利行使の有効性を検証する上で有益である。また、訴訟記録の入手は、訴訟の予測可能性を高める上で重要である。訪問4カ国いずれにおいても特許権（小特許を含む）に関する訴訟（侵害、無効

など)は毎年数十～十数件と少ない状況であった。

裁判記録の開示については、ベトナムを除く各国で判決文を参照できることが確認できた。

インドネシアには判例データベースがあるが、インドネシア語であり、また、全てのデータが収録されているわけではない。

マレーシアでは裁判所が判決文を公開しており、特に知的財産権に係る案件は判例ジャーナルに掲載されるようである。

シンガポールでは最高裁データベース及び商用データベースで判例が公開されている。

ベトナムについては、訴訟に関わる情報がほとんど公開されず、現地代理人であっても入手が困難であることが分かった。

3) 訴訟における特許の有効性、侵害の判断について

特許訴訟において、当該国の裁判で、先進国基準で妥当な判決を得られることが、権利者にとってコストをかけて出願権利化し維持する大きな動機となる。

特許の有効性を当該国で妥当な判決を得られることと定義した場合、訪問した4カ国いずれにおいても、裁判所は特許権範囲の解釈、侵害有無等について概ね妥当な判断を下すとのことであった。しかし、特許権侵害訴訟は年間数件程度であるため、シンガポールを除くいずれの訪問先からも各国裁判所の特許訴訟に関わる知識と経験は少なく、訴訟結果の予見性に課題があるとのコメントを得ている。

訴訟は解決までに時間とコストを要すること、技術模倣が少ないこと、訴訟結果に対する予測可能性の低さへの懸念、訴訟を避ける国民性が訴訟の少ない理由との見解を得ている。

シンガポールを除くいずれの訪問先からも裁判所は、知的財産訴訟の経験が少ないため、知的財産、技術に関する専門家意見を参酌する傾向にあるとのコメントを得ている。現地における特許訴訟においては、権威ある専門家の確保

が訴訟マネジメントにおいて重要と言える。

訪問した4カ国いずれも、特許訴訟は民事のみが可能である。一審の出訴は、インドネシアは商事裁判所、他3カ国は高等裁判所となる。不服がある場合は、最高裁判所への上訴となる。

インドネシアにおける商事裁判所は、5地区にあり、各区を管轄している。特許訴訟の一審の請求から判決まで、おおよそ半年との情報を得ているが、訴訟件数が少なく、案件内容にも拠るため目安程度との認識が必要と思われる。

シンガポールは、知的財産訴訟自体の件数が少なく特許訴訟は1年に1件あるかないかであるが、他3カ国とは違い、裁判所の知的財産に関する判決に不安はないとのことであった。

シンガポールでは、訴訟費用が高額であり、市場規模が小さいために損害賠償金額に見合わないことが訴訟の少ない理由の1つと説明を受けた。特許訴訟の一審請求から判決まで、おおよそ2年との情報を得ている。

マレーシアにおける高等裁判所は6地区にある。知的財産高等裁判所はクアラルンプールのみであり、他地区で発生した知的財産訴訟は管轄しない。特許訴訟の一審請求から判決まで、1～2年との情報を得ている。

ベトナムにおける特許訴訟件数に関する情報は得られなかったが、ほとんどないとのことであった。

4) 裁判の公平性

訪問した4カ国いずれにおいても、概ね裁判所は企業の国籍に関わらず公平な判断を下すとのことであった。但し、インドネシアにおいては、贈収賄による汚職が社会問題の一つとなっており、司法の場においても不適切なアクションが行われる可能性があるとの声があった。

また、外資企業と現地企業との訴訟において、現地企業への社会的な同情が強い場合、判決が外資企業に不利に働く可能性もあるため、訴訟においては現地社会への対応策が必要となる、

との助言が得られた。

現在、政府挙げての汚職防止に向けた取り組みが行われており、状況は以前に比べ改善してきているとのことであったが、現地の状況を理解した上での対応が求められることが窺えた。

シンガポールでは、裁判の公平性は期待できるものと思われたが、特許権に関する訴訟件数は年間数件程度ということであり、企業間の紛争については、調停や仲裁による紛争解決手段も有効であることが窺えた。

マレーシアの知的財産高等裁判所では、裁判所の中立性、独立性の高さが窺えたが、裁判の開廷時に調停が勧められることが多いとのことであり、権利行使の際には、社会風土を十分に理解しておく必要性が改めて認識できた。

ベトナムにおける知財訴訟については、前述の通り商標権や著作権の侵害に関する行政処分が権利行使の中心であり、特許権による民事訴訟はほとんど行われておらず、その公平性という観点では考察できる状況ではなかった。

5) グループテーマのまとめ

今回の研修訪問した4カ国において、知的財産関係訴訟としては商標権や著作権に関する模倣品対策が中心で、特許権に関する事件数は少ない状況であったが、企業における権利活用にとって有益な情報が多く得られた。現地においてはそもそも訴訟記録の開示が不十分であり、現地の代理人や各行政機関を訪問することで、実際の状況を把握することができたことは大きな収穫であった。

昨今のASEAN各国のめざましい経済発展状況をふまえ、今後、特許権も含めた知的財産権が正当に保護されるよう各国の知的財産関係の訴訟制度が改善、整備されていくことが期待される。

3.3 Cグループ (商標)

Cグループでは、「模倣品に対する権利行使

の実効性 (特に商標権を中心に)」を学習テーマとして選定した。グループに参加したメンバーは、自社又は代理人としてASEAN各国で商標登録を実施しているが、その取得した権利はどの程度現地の模倣品対策で活用できるのかの経験が乏しかった。そこで、訪問先各国において模倣品対策の実情をヒアリングし、各国で商標権等の権利を取得することの価値がどの程度あるのか、権利行使の実効性の観点から検証を進めた。

1) インドネシア

インドネシアでは、マレーシア・ベトナムのように行政機関による模倣品摘発は行われておらず、全て刑事手続による。商標権、意匠権、特許権、著作権侵害について申立て可能。刑事手続の申立て先は警察か、DGIPRのいずれかとなる。警察への申立ては出動まで1年以上かかることがある一方、DGIPRへの申立ては3ヶ月程度で出動に至ることがあり、よりスムーズとされる。ただ侵害業者のエリアにも左右され、どちらが良いかは事案次第である。

警察又はDGIPRへの申立てにあたっては権利者による自主調査が必要であり、刑事摘発にかかるコストは約60~120万円が見込まれる。

摘発後、刑事訴追・処罰までは進まず、当事者間で和解し、告訴を取り下げることが通常である。和解時には再犯を行わない旨の誓約書面を取りかわし、合わせて被告側が新聞等に謝罪広告を掲載することが多い。賠償金は獲得できないことが大半である。

刑事摘発の際は露骨な賄賂要求は汚職撲滅キャンペーンによりほぼ見られなくなったが、代わりに倉庫管理料や出動経費のような名目で協力金を求められることは多い。

民事訴訟も提起可能だが、年数件しか実績がなく、高額なコスト、数年という解決までの時間、勝訴できるかの不明確性により、模倣品対策の手段としては採用し難い。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

警告状に従って素直に模倣品販売を中止する業者も多く、現地法律事務所としてはまず警告状を送付することを推奨していた。費用は12万円程度である。

なお、税関による侵害差止めについて、これまで実質的に機能していなかったが、権利者による税関登録制度を設け、また税関職権による貨物の自発的差止めを可能とする政令・財務大臣規定を制定する動きがあり、施行日は未定であるが今後の改善が期待される。

2) シンガポール

シンガポールでは、商標権、著作権侵害のケースのみ刑事手続を利用することができ、特許権、意匠権侵害のケースでは民事手続による。

ただ、そもそもシンガポール国内での模倣品流通は、車用品、フェイクバッテリーなどの分野でまだ見られるものの、基本的に少ない。

シンガポールでは市場が小さく物価が欧米並みに高い。そのため一般的に権利行使費用が割高となりやすく、費用対効果の観点から訴訟に至るケースはごく僅かで、ほとんどのケースは警告状段階で和解となる。インターネット上の侵害についても警告状がある程度有効で、大手ECサイトであれば従うこともある。

摘発の実績は公開されており、IPOS統計によれば、2015年実績は商標権163件、著作権3件となっている。摘発を行う前提として、警察からライセンスを受けたプライベートインベストゲータが事前調査を行う。大規模犯罪ではIntellectual Property Rights Branch (IPRB) が直に捜査することもある。

税関差止めは、輸入品及び地元の荷受人によって積み替えられた商品に対して行うことができるが、条文上可能であるものの、現実問題として、権利者から提供しなくてはならない情報の必要条件が非常に厳しく（侵害品の証明、船便、コンテナ番号の特定など）、また、税関調査が空振りに終わった場合、申立人が費用負担

しなければならないため、効果的に機能していない。

職権による抜き取り調査も行われてはいるものの、実質的に発見は困難である。差止め事例は税関の広報誌上で公表されることがある。

費用及び期間は事案の軽重により様々だが、調査から摘発までの標準費用は100万円程度、警告状送付のみで10～30万円程度である。和解にかかる時間は2～4週間程度を要する。

その他として、シンガポールに不正競争防止法は存在しない。また、著作権について、登録制度は存在しない。

3) マレーシア

マレーシアでは、商標権侵害品及び著作権侵害品の摘発を専門的に行う行政機関であるMDTCCが存在する。MDTCCの摘発を担当する部門には約2,500人の職員がおり、全国に約72の拠点を有する。

商標権侵害及び著作権侵害に基づく摘発を希望する場合には、MDTCCに申請することができるが、特許権侵害及び意匠権侵害に基づく摘発は行っていない。

摘発の申請にあたっては、事前に権利者により調査を行い、権利侵害を証明できる証拠（申請品サンプル、侵害品サンプル）や侵害品の販売場所の情報の提供が必要である。

摘発に要する期間はケースバイケースであるものの、簡単なものであれば1～3ヶ月程度で完了する。なお、刑事告訴するかどうかの判断はMDTCCが行うが、刑事告訴まではされず終了となるケースが多いようである。

摘発に要する費用は原則としてMDTCCが負担するが、摘発した侵害品の保管用倉庫費用、輸送費用、廃棄費用等は権利者が負担する必要がある。また、弁護士を通してMDTCCに摘発を申請する場合には弁護士費用として少なくとも約60万円程度は必要である。

MDTCCによる摘発の実績は公表されていない。

いが、商標権に基づく摘発は、過去5年間で約1万件、金額に換算すると約20億円相当の摘発を行ったとのことである。

なお、MDTCCではBasket of Brands (BOB) という無料の登録制度を有しており、BOBに登録するとMDTCCが侵害品を発見した場合、自主的かつ迅速に対応措置してくれる。しかし、BOBに登録した場合、権利者は真贋判定等の協力を要請されるため、かかる協力体制を準備する必要がある。また、MDTCCでは近年インターネット特別対策チームを設立し、ECサイトにおける侵害品の取締りを強化しており、2016年の実績として120件のサイトを閉鎖した。

権利者が民事的な救済を希望する場合には、商標権、著作権、特許権、意匠権侵害に基づく侵害訴訟を高等裁判所に提訴できる。

審理に要する期間はケースバイケースであるが、1～2年程度を要する。なお、知財高裁では提訴から9ヶ月以内に判決を下すことを目標としているとのことである。また、費用についても、少なくとも200万円程度は必要である。

4) ベトナム

ベトナムでは、裁判所を利用した民事ルートと行政機関を利用した行政ルートとを選択することができる。

裁判所は知財案件の経験が少ないとされ、行政ルートが一般的である。なお、ベトナムにおける刑事事件は、被害額が3,000万ドンを超過している場合に限られ、加えて被疑侵害者の悪意が必要とされる。また、摘発の後に刑事裁判が控えていることから、迅速な解決を望む場合、MSAに対応を依頼して、行政によって処分してもらう方法が一般的である。

行政ルートでは、模倣品対策を行う行政機関が複数存在し、具体的には、①MOST Inspectorate、②MSA、③税関、④警察、⑤各地区人民委員会等のいずれかの行政機関に申請する必要がある。どの行政機関に申請すべきかについて

では、侵害の性質（すなわち権利の種類、侵害規模、侵害場所）によって異なる。

例えば、警察の捜査対象に、商標権は含まれるが特許権は含まれないため、特許権侵害については警察に申請することはできない。申請する行政機関を誤ると、別の行政機関に申請し直す必要があるため、行政機関の選定は重要である。行政機関の選定には、現地専門家の判断を仰ぐべきである。

行政ルートで処理する場合の期間と費用としては、例えば、侵害箇所が1か所であり、侵害者が1者の場合で、解決までには通常で、4～8ヶ月の期間、約60～120万円の費用が必要である。申請に際して、NOIP又はVIPRIの鑑定結果を提出することが有効な場合がある。但し、この鑑定結果に法的な拘束力がなく、各行政機関が参考として利用するものである。なお、警告状を送付し、その後民事的な解決を希望する場合には、相手方に鑑定結果を提示すべきである。

5) まとめ

各国の対策を俯瞰したが、4カ国に共通して言えることとして、国内市場で販売される模倣品（特に商標侵害品）に対しては、行政機関又は警察に担当部局があり、権利者による申立てに応じ出動・摘発を行うスキームがある。

ただ、どの国でも事前に模倣品販売業者の所在や侵害の具体的状況について権利者側で調査し、情報提供をする必要があり、現地知財法律事務所や、海外販社による事前の情報収集は不可欠である。

また、模倣品は現状、中国から流入するものが大半であるが、税関での差止めは機能していないか、機能していても輸入するコンテナの番号を特定して通知する必要がある、権利者にとって活用が難しい。さらには、中国大手ECサイトから直接模倣品を購入する消費者も増えており、そのような小口の模倣品を発見し、差し止める実効的な手段はまだない状況である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

結論として、今回訪問した各国では市場における模倣品対策をビジネス・ブランド価値に対する影響に鑑み、必要に応じて行うことが可能だが、合わせて生産・輸出国である中国での模倣品対策も行い、模倣品の根源を断つ対策も重要と言えよう。

4. おわりに

本研修は、約2週間でインドネシア、シンガポール、マレーシア及びベトナムの合計11か所の公的機関と11か所の知財法律事務所とを訪問するハードではあるが、充実した行程であった。

夫々の訪問先では、研修参加者からの多くの質問に答えて頂き、事前研修で生じた疑問点について、理解を深めることができた。また、移動時のバスの車窓から見る町の風景や、行事の

合間に訪れた市場を観ることも、その国の状況等を理解する上で、非常に役に立つものであった。今回は特に、4カ国を短期間に訪問したことで、その違いを肌で感じ、より深い理解につながったものと考えている。

約2週間という限られた期間に、多くの機関等を訪問することができたのは、調整頂いた現地事務所、人材育成委員会、事務局及び快く研修団訪問を受け入れて頂いた関係機関の方々のご尽力の賜物である。

本報告が会員各社の参考になれば幸いである。

注 記

- 1) WIPO statistics Data Centerを基に作成
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>
 (参照日：2017年2月17日)

表1 2016年度（F7）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	6/24	ガイダンス、講義①ASEANの知財事情、係決め、学習テーマ検討
	2	8/1	講義②インドネシアの知財概要、学習テーマ検討、質問抽出
	3	8/29	講義③シンガポールの知財概要、質問内容の確認調整
	4	9/30	講義④マレーシアの知財概要、現地への質問状の完成
	5	10/26	講義⑤ベトナムの知財概要、中間報告の準備
	6	11/9	講義⑥アジア戦略PJによる講義、学習テーマの中間報告
現地研修 11/20～ 12/3	1	11/20	移動
	2	11/21	(インドネシア) 税関・消費税局、知的財産総局
	3	11/22	(インドネシア) 知財法律事務所ROUSE 知財法律事務所Am Badar & Partners
	4	11/23	(インドネシア) 知財法律事務所PT. Hakindah International 模倣品市場
	5	11/24	移動 (シンガポール) 知財法律事務所Bird & Bird
	6	11/25	(シンガポール) 知的財産庁、知財法律事務所Spruson & Ferguson 科学技術研究庁
	7	11/26	移動
	8	11/27	(マレーシア) 自由研修
	9	11/28	(マレーシア) 知財法律事務所Henry Goh & Co Sdn Bhd 知財法律事務所RamRais & Partners, 知的財産公社
	10	11/29	(マレーシア) 知的財産高等裁判所、国内取引・協同組合・消費者省 知財法律事務所Shearn Delamore & Co.

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

現地研修 11/20～ 12/3	11	11/30	移動（ベトナム）知財法律事務所Investip（著作権局同席）
	12	12/1	（ベトナム）国家知的財産庁，科学技術省監査局，知的財産研究所
	13	12/2	（ベトナム）市場管理局，知財法律事務所Pham & Associates 知財法律事務所Vision & Associates
	14	12/3	移動
事後研修	1	12/19	まとめ（現地研修感想，会誌原稿・学習テーマ成果報告準備）
	2	1/25	まとめ（会誌原稿全体読み合わせ，学習テーマ成果報告作成）
	3	2/17, 18	総まとめ（会誌原稿最終確認，学習テーマ成果報告会）

【研修参加者（敬称略）】

グループ	氏名（会社名） <*は，グループリーダー>
Aグループ （特許 電気・機械系）	石田 雄仁（ソニー）*，上原 英誉（パナソニック）， 根岸 昭博（東芝ライフスタイル），菊田 翔平（パナソニック）， 加藤 高章（トヨタ自動車）
Bグループ （特許 化学系）	上杉 滋美（不二製油）*，篠原 礼奈（カネカ），今井 清太（日揮）， 富岡 慶一郎（花王），二木 智（サントリーホールディングス）， 八木 祥次（三枝国際特許事務所），岩本 努（ライオン）
Cグループ （商標）	片貝 博典（大正製薬）*，永瀬 龍壮（快友国際特許事務所）， 山本 敬一（サントリーホールディングス），岡崎 高之（バンダイ）， 高野 友美子（清水建設）

【人材育成委員会・事務局（敬称略）】

上本 浩史（ダイキン工業），石塚 かおり（王子ホールディングス）， 土屋 千尋（サントリーホールディングス），菅野 稔弘（三菱電機ホーム機器）， 永松貴志（日立ハイテクノロジーズ），郭 子銘（パナソニック），久山 秀人（事務局），海野 祐一（事務局）

（原稿受領日 2017年4月13日）